

大阪公立大学 研究推進機構 協創研究センター
数理・データサイエンス教育研究センター運営要項

(総則)

第1条 本要項は、大阪公立大学研究推進機構協創研究センター組織運営要項第11条の規定に基づいて設置する数理・データサイエンス教育研究センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、大学院課程を通じて、数理・データサイエンス教育に関する e-learning 用コンテンツを開発し、学内外に提供することにより、関西を中心とした社会全体のデータリテラシーの向上を図り、また、学士課程において実施される「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を通じて、専攻分野を問わず、学生が数理・データサイエンス・AI への関心を高め、それを活用する知識及び技術を身につけ、デジタル・トランスフォーメーションにより大きく変革する社会で活躍できる人材の育成を目的とする。

(活動)

第3条 センターは前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

(1) 数理科学基礎教育のコンテンツ開発、大阪公立大学でのカリキュラムとしての提供、及び数理科学基礎教育の授業方法の開発等を行い、学内外への普及を図る。

(2) 大学院課程での専門人材の育成のための数理・データサイエンス教育に関する授業を開発し、データ関連人材育成関西地区コンソーシアムを通じて、学内外への普及を図る。

(3) 数理・データサイエンスに関して、企業・自治体等での社会人向けの研修を通じて、社会全体のデータリテラシーの向上を図る。

(4) 大阪府立大学及び大阪市立大学でこれまで培ってきた e-learning 教材を大阪公立大学で更に発展させ、e-learning システムの提供を通じて、数理・データサイエンス教育の学内外での普及を図る。

(5) 大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学の学士課程で実施される「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の運営を行う。

(運営組織)

第4条 センターに次の役職を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 研究員

2 センター長は、研究所代表者が兼ねる。ただし、センター長がその任を務められなくな

ったときは副センター長がその任を務めるものとする。

3 副センター長は、センター長が任命する。

(運営会議)

第5条 センターの運営に関する事項を審議するため、センター運営会議(以下「運営会議」という)を置く。

2 センター長は運営会議を招集し、議事を進行する。

3 センター長は、特に必要と認められる者を運営会議に加えることができる。

(数理・データサイエンス・AI教育プログラム運営委員会)

第6条 数理・データサイエンス・AI教育プログラムの運営に関する事項を審議するため、運営会議のもとに数理・データサイエンス・AI教育プログラム運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に委員長を置き、センター長が任命する。

3 委員長は運営委員会を招集し、議事を進行する。

4 委員長は、特に必要と認められる者を運営委員会に加えることができる。

(センターの事務)

第7条 センターに関する事務は、事務局学務部教育推進課において行う。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、センターの管理運営に必要な事項及び運営要項の改廃は運営会議で定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。